

掛川市条例第6号

掛川市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

掛川市ふるさと応援基金条例（平成29年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。）により、掛川市を応援するために寄せられた寄附金を活用し、寄附者の思いを実現するための事業に要する経費に充てるため、掛川市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>基金は、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 掛川市を応援するために寄せられた寄附金を活用し、寄附者の思いを実現するための事業に要する経費に充てるため、掛川市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、次に掲げる収入の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。）による寄附金</u></p> <p><u>(2) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に充てるために法人から寄せられた寄附金</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める収入</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合（<u>第2条第2号に掲げる積立額及びその運益金にあつては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合</u>）に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の掛川市ふるさと応援基金条例の規定により積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、改正後の掛川市ふるさと応援基金条例第2条第1号の規定により積み立てられた基金とみなす。

